

研究種目：基盤研究 (B)
 研究期間：2006 ～ 2009
 課題番号：18330017
 研究課題名 (和文) 民事財産管理法の再構成

研究課題名 (英文) Reconstruction of Administration of Property

研究代表者 横山美夏
 (YOKOYAMA MIKA)
 京都大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：80200921

研究成果の概要 (和文)：高齢者の財産管理、相続財産承継の自由化などを典型として、新たなニーズへの信託の活用が説かれているものの、その多くはあまり実を結んでいない。その大きな原因として、信託の活用が私法上の強行的な基本原理との衝突を生じるおそれがあるとの理解がある。そこで本研究では、そのような基本原理との衝突が実際にどの程度あるのかを明らかにすべく、私法上の基本原理、とりわけ、最も根本的に信託制度の否定につながりうる一法主体一責任財産の原則、所有権の意義につき、その淵源、基本的な内容、射程を再検討した。また、信託の特徴を浮き彫りにするため、他人のための財産管理制度としての共通性のある委任・代理との比較研究をおこなった。

研究成果の概要 (英文)：Trust isn't used in Japan as an efficient means to administrate the property of others, even though the management the property of old persons or the flexible succession of estate is demanded. One of the reasons is said that trust has the legal structure that is not consistent with the conception of property in Japanese civil law. This research therefore focused upon the question if the trust is really contradicting to the conception of property. To know if the trust is inconsistent to the principles deduced from property in Japanese law, we have looked into the history of the conception of property, the significance of its principles, and their range today. At the same time, we compared trust with mandate and agency to make it clear the characteristics of trust, because these two are used also to administrate the property of others.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18年度	4,600,000	1,380,000	5,980,000
19年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
20年度	3,200,000	960,000	4,160,000
21年度	3,200,000	960,000	4,160,000
年度			
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：民法

キーワード：財産管理、法主体、所有権、物権法理、信託

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当時は、信託法の改正がなかったばかりであった。その際、とくに注目を浴びていたのは事業や投資、金融取引のために

利用される商事信託であったが、信託はもともと財産管理制度の一つであることから、信託に関する変革の波は、民事上の財産管理制度にも大きな影響を及ぼすこと必須と考え

られた。また、当時すでに、高齢者の財産管理の問題が大きな社会問題の一つとなっていた。高齢者の財産管理への信託の活用はつとに提唱されてきたところであったが、十分に活用されているとは言いがたかった。信託は人々が自由と創意を最大限に発揮できる制度であるといわれるにもかかわらず、そのような状況であったのは、信託を実際に利用して財産管理をおこなおうとすると、民法上の基本法理と抵触する恐れから、制度の安定性に対する危惧がもたれていることが大きな要因であると考えられた。たとえば、夫の単独所有である土地建物について、夫の生存中は夫が受益者となり、その死後は妻を受益者とする信託を設定するならば、夫の死後における妻の生活保障にとって有益であると考えられる。ところが、この仕組みについては、場合により妻以外の相続人の遺留分を侵害するとの解釈が成り立ちうる。この可能性のために、上記目的での信託の利用の安定性が疑問視されると、現実の活用が阻まれることになる。

信託を用いることができればいかに便利であろうとも、単なる便宜のために基本原理を曲げることは許されない。しかしながら、民法の基本原理といえども、永久不変のものではないはずである。また、新たなニーズにもとづいてその原理を見直した場合に、それまで当然とされてきたことが実はそうではないとされることもある。さらに、そもそも、基本原理は固定的に捉えられがちであり、それがどういった考えに由来するものであり、どこまでの射程をもつものなのかが明らかにされないまま、極めて広範にわたって妥当するものと信じられていることも珍しくない。このため、さまざまな財産管理の工夫が求められているという新たな社会状況を前提にして、社会における創意工夫が不当に阻まれることがないようにするために、その工夫を阻む可能性がある民法上の基本原理について、その意味の再検討が不可欠であると考えられた。

2. 研究の目的

本研究では、1に述べた研究の背景に照らして、信託をはじめとする民事財産管理制度の新たな展開と財産管理法の再構成に寄与すべく、民法上の基本原理のいくつかについて、その根源的意義と射程を明らかにすることとした。その候補として当初考えていたのは、たとえば次のような原理・原則であった。

- ・一法主体一責任財産の原則（信託は、受託者という一法主体の中に、2つの責任財産を認めるものとみうるため）

- ・権利能力は出生に始まるとの原則の意味（将来出生するかもしれない子を受益者とする信託は考えられるか）

- ・権利能力制度の意味（信託財産はあたかも財団法人と同様の扱いを受けることがあるが、それは権利能力制度を潜脱するものではないのか）

- ・所有権の意義（信託財産は、名義は受託者に帰属するが、実質的利益は受益者に帰属する。このような状態が、自由な使用収益処分権という所有権概念に矛盾する恐れはないか）

- ・第三者の地位に影響を及ぼす契約についての契約自由（信託契約では、委託者と受託者の合意によって受益者の法的地位を自由に定めうるとされているが、それに限界はないのか）

- ・遺言の自由と遺留分権（上記の新型リバースモーゲージや、遺言代用信託に関連して）

以上に加えて、財産管理法の各論的問題として、信託を代理・委任と比較してその特徴を浮き彫りにする研究も行うこととした。

3. 研究の方法

本研究は、原則として、研究代表者及び研究分担者が担当領域について個別に研究を進めつつ、適宜共同研究会を開催して共同討議をする、という方法によって進めた。また、一定の成果を得られるごとに、それを学会報告・論文等の形で発表することとした。

研究期間のとりわけ1年目と2年目においては、当時改正法が成立したばかりであった信託法の内容と、その立法の前後に唱えられていた新たな財産管理制度のニーズの把握に努め、それを通じて、民法上の数多くの基本原理のうち特に力点を置いて研究すべき事柄の絞り込みをおこなった。その結果として取り上げることにしたのが、一法主体一責任財産原則及び所有権の意義である。また、財産管理法の再構成には、当然のことながら財産管理制度に位置づけられる諸制度の比較検討が必須となるため、新たな信託法のもとの信託の特徴を代理と比較して浮き彫りにすることにもした。

一法主体一責任財産原則の研究と、所有権の意義の研究については、この問題について伝統的に多くの議論がされており、また近年新たな動きがみられるフランス法との比較研究を重視した。これに対し、信託と代理の比較は、わが国の財産管理制度のなかでの信託の特徴を浮き彫りにすることを目的とすることから、代理及び委任に関する伝統的な考え方との比較を重視した。

4. 研究成果

上記2の目的のうち、民法の基本原理に関する研究においては、とくに一法主体一責任財産の原則と、所有権の意義について集中的に検討した。これは、他のものと比べても根

源的であり、とりわけ信託の制度理解に最も大きな影響を及ぼすものと考えたからである。その研究の成果は、おおよそ次のとおりである。

・一法主体一責任財産の原則

フランス法では、19世紀後半から、一法主体一責任財産の原則が確立した。この原則は、法人格の意義が、権利能力および責任財産をもつ能力であるとの理解を前提とする。したがって、権利能力と同様、一法主体には一つの責任財産構成能力しかないとするのが多数説である。

これに対して、反対説は、一つの法主体が有する責任財産能力は一つであるが、そのことは、法主体内部で特定の目的に充当される財産総体をもつことの妨げにはならないと解する。特定の目的にのみ充当される責任財産も、当該法主体の責任財産として一つの責任財産能力によって保持されるからである。しかし、後者の見解も、一つの法主体が複数の責任財産をもつのは、例外的場合に限り解する。なぜなら、まず、一法主体一責任財産の原則は、責任財産の区分を調査することなく取引をすることを可能にする点において実際上の効用が大きいからである。また、責任財産の使い分けが責任免脱の手段として悪用されてはならない。

以上より、フランス法において、一法主体一責任財産の原則は、責任財産と権利能力との関係という理論的側面の他、この原則が取引社会で果たしている役割に根拠があることがわかった。

わが国においては、信託において、受託者の一般債権について受託者の財産たる信託財産は責任財産とならないこと、限定責任信託の場合に信託債権の責任財産となるのは信託財産だけであることが認められているほか、信託外でも責任財産限定特約も一定の範囲で認められており、しかも、その有用性を否定することは現実的ではない。もっとも、フランスの反対説が示唆するような一法主体一責任財産の原則の効用に照らして、責任財産限定が認められる要件を確定する必要がある。

・所有権の意義

受託者が信託財産の所有者であるのに目的物を自由に使用収益処分できないことが所有権の原則に反するという論理は、使用収益処分の権能を制限された所有権は所有権とはいえない、という考え方を前提とする。しかし、同様のことは、民法にも存在する。たとえば、地上権を設定した所有者は、目的物の使用収益を制限されるが、そのことは所有権概念と矛盾するとは解されていない。この点につき、わが国では議論はないが、フランス法では、用益権の設定された所有権は、用益権が消滅すれば元に戻るという意味で、

潜在的に使用収益権を失っていないと説明される。フランスにおいて、用益権や信託につき設定期間の上限が定められているのは、復元する可能性のない所有権は所有権概念と矛盾すると考えられていることが背景に存在する。そのほか、フランスでは、所有権概念自体について様々な議論があり、信託と所有権の意義については、一元的に問題を設定することできなくなっている。

・代理・委任と比較した信託の特徴

信託は、しばしば、代理・委任と並んで、他人のための財産管理方法の一つと位置づけられる。しかしながら、信託では、代理・委任と異なり財産が受託者に移転され、代理と異なり受託者のした行為の効果の帰属が不安定となることはない（効果は常に受託者に帰属する）。この相違のため、信託においては、代理・委任と同様に見える規律が実は異なる内容のものであることが多い。その代表例は、受託者の「権限」「権限違反」に関する諸問題である。

すなわち、財産移転の有無の違いのために、受任者と受託者とでは、権限の範囲と意味が違い、したがって権限違反の行為の効果も大きく異なる。受任者は、他人の財産を預かるにすぎず、とくに許された行為をする権限を有するだけである。これに対し、受託者は財産の全権者であるため、あらゆる行為を法的に有効にする権限がある。受託者の「権限」に関して従来考えられてきたものは実質的には受託者の負う義務であり、受託者の権限違反行為は義務違反行為と同質のものである。

権限のこの性質のため、受任者の権限違反行為は、原則として、委任者たる依頼者にとくに不利益を生じない。ただ、例外的に、表見法理により第三者の信頼が保護される場合に依頼者は不利益を負担しなければならない。これに対し、受託者の権限違反行為は委託者兼受益者たる依頼者に実質的に不利益を生じる。ただ、例外的に、第三者保護の必要性が希薄である場合に依頼者の利益保護が図られる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 30 件)

- 1 横山美夏「フランスの公証人制度をめぐる最近の動向」民事研修、査読なし、641号、2頁-15頁、2010年
- 2 松岡久和、「ヨーロッパ民法典構想の現在」、戒能通厚ほか編『法創造の比較法学、先端的課題への挑戦』(日本評論社)、査読なし、181-204頁、2010年
- 3 山本敬三、「基本権の保護と契約規制の法

理一現況と課題」、早稲田大学比較法研究所『比較法と法律学—新世紀を展望して』、査読なし、96-138頁、2010年

4 横山美夏「物権変動の時期」別冊ジュリスト、査読なし、195号、96頁-97頁、2009年・松岡久和、「債権法改正をめぐる」、ジュリスト、査読なし、1392号、4-45頁、2009年

5 山本敬三、「契約規制の法理と民法の現代化(1)(2)」、民商法雑誌、査読あり、141巻1号1-44頁、141巻2号1-46頁、2009年

6 佐久間毅、「受託者の『権限』の意味と権限違反行為の効果」、信託法研究、査読なし、34号、31-55頁、2009年

7 佐久間毅、「『債権法改正の基本方針』における債権時効に関する改正草案」、金融法務事情、査読なし、1881号、6-16頁、2009年

8 横山美夏、「遺留分減殺請求の効果」岡部喜代子・伊藤昌司編『新家族法大系第4巻-遺言・遺留分』、新日本法規出版、421-439頁、2008年

9 松岡久和、「物権変動法制のあり方」、ジュリスト、査読なし、1362号、39-55頁、2008年

10 山本敬三、「憲法・民法関係論の展開とその意義—民法学の視角から(1)(2)」、法学セミナー、査読なし、646号17-22頁、647号44-48頁、2008年

11 佐久間毅、「信託管理人、信託監督人、受益者代理人に関する諸問題」、信託、査読なし、234号、17-33頁、2008年

12 横山美夏「不動産売買のプロセス」内田貴・大村敦志編『民法の争点』、有斐閣、91頁-94頁、2007年

13 松岡久和、鄭芙蓉、「中国物権法成立の経緯と意義」、ジュリスト、査読なし、1336号、38-48頁、2007年

14 Keizo Yamamoto, Die Aufgabe des Privatrechts im Verfassungssystem — Einfluss des deutschen Rechts und Neuansatz im japanischen Recht, Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, C.H.Beck, 査読なし、SS. 897-915, 2007,

15 佐久間毅、「民法94条2項および民法110条の類推適用による不動産登記名義に対する正当な信頼の保護—最一判平成18・2・23」、NBL、査読なし、834号、18-24頁、2006年

〔学会発表〕(計5件)

1 横山美夏、招待報告、「Droit des «biens» en droit japonais sans notion juridique de biens」、国際シンポジウム「21世紀の所有権モデル—総括」、2009年12月10日、フランス共和国ポワティエ大学法学部

2 佐久間毅、学会報告「受託者の『権限』の意味と権限違反行為の効果」、第34回信託法

学会、2009年6月13日、亜細亜大学法学部
3 松岡久和、学会報告「物権変動法制のあり方」、2008年10月13日、第71回日本私法学会シンポジウム「日本民法典財産法編の改正」、名古屋大学法学部

4 佐久間毅、学会報告「商事代理法制の在り方」、第71回日本私法学会拡大ワークショップ「商取引における「仲介者」の法規整—民商法再編を視野に入れながら」、2008年10月12日、名古屋大学法学部

5 佐久間毅、パネルディスカッションパネラー「信託法改正を踏まえた信託の新展開—新リバースモーゲージを中心に」、法と経済学会2007年度(第5回)全国大会、2007年7月14日、大阪大学コンベンションセンタ

〔図書〕(計2件)

1 加藤雅信、横山美夏、松岡久和ほか全18名、『民法改正と世界の民法典』、信山社、235-240頁、81-109頁(総頁数636)、2009年

2 佐久間毅、『民法の基礎2・物権』、有斐閣、総頁数322、2006年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

横山 美夏 (YOKOYAMA MIKA)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80200921

(2) 研究分担者

松岡 久和 (MATSUOKA HISAKAZU)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30165782

山本 敬三 (YAMAMOTO KEIZO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80191401

佐久間 毅 (SAKUMA TAKESHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80215673

吉永一行 (YOSHINAGA KAZUYUKI)
京都産業大学・法学部・講師
研究者番号：70367944
(H18：研究分担者)